

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長
里 見 治
(コード番号 6460 東証第一部)
問 合 せ 先 グループ代表室長兼グループコミュニケーション室長
上 田 晃 一 郎
(電話番号:03-6215-9955)

会 社 名 タイヨーエレクトリック株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長
佐 藤 英 理 子
(コード番号 6429 JASDAQ)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長
渡 邊 暢 彦
(電話番号:052-502-9222)

**セガサミーホールディングス株式会社の子会社であるサミー株式会社による
タイヨーエレクトリック株式会社の完全子会社化に関するお知らせ**

セガサミーホールディングス株式会社（以下、「セガサミー」といいます）、その完全子会社であるサミー株式会社（以下、「サミー」といいます）及びサミーの子会社であるタイヨーエレクトリック株式会社（以下、「タイヨーエレクトリック」といいます）は、本日（平成 23 年 5 月 13 日）開催の各社の取締役会において、セガサミーの普通株式を対価として、サミーを株式交換完全親会社、タイヨーエレクトリックを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます）を行うことを決議し、サミーとタイヨーエレクトリックの間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、タイヨーエレクトリックは平成 23 年 6 月 21 日開催予定の定時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けたうえで、本株式交換を行う予定です。また、サミーは、本日（平成 23 年 5 月 13 日）、会社法第 319 条第 1 項に基づく書面決議の方法により、本株式交換契約について臨時株主総会の承認を受けております。

また、本株式交換の効力発生日（平成 23 年 8 月 1 日予定）に先立ち、タイヨーエレクトリックの普通株式は大阪証券取引所ジャスダック市場（以下、「ジャスダック」といいます）において、平成 23 年 7 月 27 日付で上場廃止（最終売買日は平成 23 年 7 月 26 日）となる予定です。

記

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

セガサミーグループは、平成 16 年 10 月の株式会社セガ（以下、「セガ」といいます）及びサミーの経営統合以来、「総合エンタテインメント企業」として、幅広いエンタテインメント領域においてプレゼンスを確立することをグループの経営目標として掲げ、事業の発展に尽力してまいりました。

セガサミーは、平成22年12月1日、総合エンタテインメント企業としての競争力を強化することを企図して、上場子会社であった株式会社サミーネットワークス、株式会社セガトイズ及び株式会社トムス・エンタテインメントを完全子会社化し、グループ内の経営資源を相互に有効活用するための体制を整備いたしました。本株式交換は、セガサミーグループにおける唯一の上場子会社であるタイヨーエレクトロニクスを完全子会社化することで、グループ経営体制を一層強化し、グループ収益力の極大化を図る為のものであります。

タイヨーエレクトロニクスは、時代と情報を先取りしたオリジナリティ溢れるゲーム性及びビジュアル・サウンド等での豊富な演出に重点をおいたパチンコ機及びパチスロ機の開発に努め、今日の遊技機業界における事業基盤を築いてまいりました。平成19年3月にはサミーとの事業・資本提携を開始し、事業運営基盤の強化もさることながら、サミー製筐体の活用や人事交流等を通じて遊技機業界における競争力を向上させてまいりました。しかしながら、個人消費低迷等を受け、遊技機業界におけるプレイヤー人口も引き続き減少傾向にあることから、今後も遊技機業界を取巻く経営環境は厳しい状況が続くものと推測されます。また、遊技機ホール間の顧客獲得に向けた競争の激化が続く中、遊技機ホールが購入する新機種は話題性・ゲーム性が高く集客力の見込める遊技機に集中する傾向にあります。

このような外部環境の下、サミー及びタイヨーエレクトロニクスは、事業連携を強化することにより両社間の事業シナジーを最大化することが急務であると考えております。しかしながら、タイヨーエレクトロニクスは、現在一般株主を有する上場会社であるため、製品の共同開発や製造原価の低減の実現、優秀な開発者の交流等においてサミー及びタイヨーエレクトロニクス両社間の利害関係の調整に時間を要するなど、連携の徹底には課題がありました。この課題を解決し、タイヨーエレクトロニクスが今後、より効率的かつ独創的な遊技機開発を継続し、事業規模の成長を持続させていくためには、本株式交換の実現により、サミーとの連携を強化し、セガサミーグループとの一体的な事業運営を徹底する必要があるものと判断いたしました。また、マルチブランド戦略の重要性に鑑み、タイヨーエレクトロニクスが独自ブランドを継続するために、株式交換による完全子会社化の手法を採用することといたしました。

具体的な事業連携としては、今まで取り組んできた管理・営業部門の人材交流及び一部の部材の共有化に加えて、優秀な開発人材の交流、セガサミーグループ内の有力IP（知的財産）の活用や技術融合を伴う共同開発等を通じて、タイヨーエレクトロニクスの遊技機開発能力を向上させることによって、遊技機市場において確固たるタイヨーエレクトロニクスブランドを確立することが可能となると考えております。また、生産面においてもより一層の部材の共用化・共同購買等の実現によって更なる製造原価の低減が期待されています。さらに、タイヨーエレクトロニクスが本株式交換を通じて、これまで以上に経営的・財務的安定性を獲得することは、継続的な新規機種の開発を必要とする事業特性に鑑み、非常に重要な意味を持つこととなります。

なお、本株式交換によってタイヨーエレクトロニクスは上場廃止となる予定ですが、本株式交換後においても、サミー及びタイヨーエレクトロニクスはそれぞれの独自ブランドを維持し、遊技機事業におけるマルチブランド戦略の一翼を担う計画です。セガサミーグループは、タイヨーエレクトロニクスが上場廃止となることによってタイヨーエレクトロニクスの短期的な業績変動に捉われることなく、グループ収益の最大化を企図した中長期的な視野からの戦略的な投資・事業展開が可能となることから、本株式交換はタイヨーエレクトロニクスの持続的成長の実現、ひいてはセガサミーグループの企業価値向上という観点からもメリットが大きいものと考えております。

また、本株式交換の対価としては、タイヨーエレクトロニクスの少数株主に対して引き続き株式の流動性を提供すること、本株式交換後のシナジーの共有機会を提供すること、グループ戦略の観点からセガサミーとサミーの間で100%の親子関係を維持する必要があること等を勘案し、セガサミーの普通株式とし、そのために必要なセガサミーの普通株式をセガサミーが自己株式の処分によって、サミーに割り当てることといたしました。

今後もセガサミーグループは、経営基盤をより強固なものとし、企業価値の持続的な向上、及びセガサミーグループがその先に見据える「世界中のあらゆる人びとに夢と感動溢れるエンタテインメントを提供し、豊かな社会の実現と文化の創造に貢献する」という経営ビジョンの実現をより確かなものとする事で、株主の皆様及び社会のご期待に応えていく所存です。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

定時株主総会基準日（タイヨーエレック）	平成 23 年 3 月 31 日
株式交換契約決議取締役会（セガサミー、サミー、タイヨーエレック）	平成 23 年 5 月 13 日
株式交換契約締結（サミー、タイヨーエレック）	平成 23 年 5 月 13 日
株式交換契約承認臨時株主総会（サミー）	平成 23 年 5 月 13 日
株式交換契約承認定時株主総会（タイヨーエレック）	平成 23 年 6 月 21 日（予定）
最終売買日（タイヨーエレック）	平成 23 年 7 月 26 日（予定）
上場廃止日（タイヨーエレック）	平成 23 年 7 月 27 日（予定）
株式交換効力発生日	平成 23 年 8 月 1 日（予定）

（注 1）本株式交換の日程は、本株式交換の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、サミー及びタイヨーエレックで協議し合意のうえ、変更することがあります。また、本株式交換契約の締結日以降、本株式交換の効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由によりセガサミー、サミー及びタイヨーエレックの財産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、サミー及びタイヨーエレックで協議し合意のうえ、本株式交換の条件その他本株式交換契約の内容を変更し、又は本株式交換契約を解除することがあります。

(2) 本株式交換の方式

セガサミーの普通株式を対価として、サミーを株式交換完全親会社、タイヨーエレックを株式交換完全子会社とする株式交換になります。タイヨーエレックは平成 23 年 6 月 21 日開催予定の定時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けたうえで、本株式交換を行う予定です。また、サミーは、本日（平成 23 年 5 月 13 日）、会社法第 319 条第 1 項に基づく書面決議の方法により、本株式交換契約について臨時株主総会の承認を受けております。なお、本株式交換の効力発生日は平成 23 年 8 月 1 日を予定しています。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	セガサミー (株式交換完全親会社となる サミーの完全親会社)	タイヨーエレック (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当ての内容	1	0.40
本株式交換により 交付する株式数	セガサミー普通株式：4,423,660 株（予定）	

（注 1）株式の割当て比率

タイヨーエレックの普通株式 1 株に対して、セガサミーの普通株式 0.40 株を割当て交付いたします。ただし、サミーが保有するタイヨーエレックの普通株式 11,623,100 株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、本株式交換に係る割当ての内容は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、サミー及びタイヨーエレックで協議・合意のうえ、変更する可能性があります。

（注 2）本株式交換により交付する株式数等

サミーは、本株式交換により、セガサミーの普通株式 4,423,660 株（小数点以下切捨て）を交付する予定です。本株式交換により交付予定の株式数は、平成 23 年 3 月 31 日現在のタイヨーエレックの発行済株式総数（サミーが保有するタイヨーエレックの普通株式、及びタイヨーエレックが保有する自己株式を除きます）11,059,152 株を基準に算出したものです。

なお、タイヨーエレックは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換によりサミーがタイヨーエレックの発行済株式（サミーが保有するタイヨーエレックの普通株式を除きます）の全部を取得する時点の直前時においてタイヨーエレックが保有する全ての自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによってタイヨーエレックが取得する自己株式を含みます）を消却する予定です（なお、平成 23 年 3 月 31 日現在、タイヨーエレックが保有する自己株式は 151,496 株です）。

本株式交換により交付するセガサミーの普通株式数は、タイヨーエレックにより実際に消却される自己株式の数等によって、今後変動する可能性があります。

また、サミーは、セガサミーが処分する自己株式を引き受ける方法により、セガサミーの普通株式を取得する予定です。その詳細は、セガサミーが本日（平成 23 年 5 月 13 日）公表いたしました「子会社に対する第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ（会社法第 800 条の規定に基づく子会社による親会社株式保有）」をご参照下さい。

（注 3）本株式交換の対価となる株式の発行会社の概要
下記 5. をご参照下さい。

（注 4）対価の換価の方法に関する事項

①対価を取引する市場	東京証券取引所市場第一部
②取引の媒介を行う者	セガサミーの普通株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社）にて取引の媒介を行っております。
③対価の譲渡その他の処分に制限がある場合には当該制限の内容	該当事項はありません。
④対価がその権利の移転又は行使に第三者の許可等を要するものであるときは当該許可等を行う者の氏名又は名称及び住所その他当該許可等を得るための手続に関する事項	該当事項はありません。
⑤対価に市場価格があるときはその価格に関する事項	本株式交換の公表日の前営業日までの 6 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部におけるセガサミーの普通株式の終値の平均は、1,583 円となっております。
⑥対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これらに相当する手続により払戻しができるものであるときはその方法に関する事項	該当事項はありません。

（注 5）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、セガサミーの 1 単元（100 株）未満の株式（以下、「単元未満株式」といいます）を保有することとなる株主の皆様については、セガサミーの株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、単元未満株式は金融商品取引所市場において売買することはできません。

（i）単元未満株式の買取制度（100 株未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、セガサミーの単元未満株式を保有する株主の皆様が、セガサミーに対して、その保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

（ii）単元未満株式の買増制度（100 株への買増し）

会社法第 194 条第 1 項及びセガサミーの定款の定めに基づき、セガサミーの単元未満株式を保有する株主の皆様がセガサミーに対して、その保有する単元未満株式の数とあわせて 1 単元となる数の株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

（注 6）1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、セガサミーの普通株式 1 株に満たない端数の割当てを受けることとなるタイヨーエレクトロニクス株式の株主の皆様に対しては、当該端数に相当するセガサミーの普通株式の交付に代えて、セガサミーの普通株式 1 株当たりの時価に当該端数を乗じて得られる金額に相当する額の金銭（1 円未満の端数はこれを切り上げるものとします）を交付します。なお、「セガサミーの普通株式 1 株当たりの時価」とは、株式会社東京証券取引所における本株式交換の効力発生日の前取引日におけるセガサミーの普通株式の普通取引の終値（当該前取引日においてかかる終値が存在しない場合には、かかる終値が存在する直近の取引日（効力発生日前のものに限ります）の終値）をいいます。

（4）本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

タイヨーエレクトロニクスは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

（1）算定の基礎及び経緯

（ア）株式交換完全親会社の株式以外の財産を対価として選択した理由

サミー及びタイヨーエレクトロニクスは、(i) 非上場企業であるサミーの普通株式を対価とした場合には、タイヨーエレクトロニクスの少数株主の皆様が流動性の低い株式を取得することになること、(ii) 現金ではなく、セガサミーの普通株式を対価として交付することにより、タイヨーエレクトロニクスの少数株主の皆様が本株式交換によるシナジーの共有機会を提供できること、(iii) セガサミーグループとして、セガサミー及びサミー間の 100% 親子会社の関係を維持する必要性があること等を勘案し、本株式交換の対価として、サミーの完全親会社であるセガサミーの普通株式を選択いたしました。

(イ) 算定の基礎及び経緯

本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、サミー及びタイヨーエレクトリックがそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、サミーは三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「三菱UFJモルガン・スタンレー」といいます）を、タイヨーエレクトリックはSMBC日興証券株式会社（以下、「SMBC日興証券」といいます）を、それぞれの第三者算定機関として選定しました。

三菱UFJモルガン・スタンレーは、セガサミー及びタイヨーエレクトリックのそれぞれについて、市場株価分析、類似企業比較分析、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー分析（以下、「DCF分析」といいます）に基づく分析結果を総合的に勘案して本株式交換における株式交換比率の分析を行っております。なお、市場株価分析については、平成23年5月11日を算定基準日として、セガサミーに関しては東京証券取引所、タイヨーエレクトリックに関しては大阪証券取引所における基準日の株価終値、基準日から1ヶ月前及び3ヶ月前のそれぞれの期間の株価終値平均に基づく株式交換比率の算定レンジを採用いたしました。三菱UFJモルガン・スタンレーによる本株式交換における株式交換比率の算定結果の概要は、以下のとおりです（セガサミー株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定手法による評価レンジを記載しております）。

価値評価算定手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価分析	0.27～0.33
類似企業比較分析	0.28～0.42
DCF分析	0.24～0.47

三菱UFJモルガン・スタンレーは、上記株式交換比率の算定に際し、セガサミー及びタイヨーエレクトリック並びにセガサミーの主要子会社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、セガサミー及びタイヨーエレクトリック並びにセガサミーの主要子会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます）に関して独自の評価・査定は行っておりません。加えて、セガサミー及びタイヨーエレクトリックより得た財務予測については両社経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレーの算定は、平成23年5月11日までの上記情報等を反映したものであります。

一方、SMBC日興証券は、セガサミー及びタイヨーエレクトリックのそれぞれについて、市場株価法、類似上場会社比較法、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます）による算定を行いました。市場株価法では、平成23年5月11日を評価基準日として、タイヨーエレクトリックについては、評価基準日から遡る1ヶ月間及び3ヶ月間の大阪証券取引所における終値の単純平均値を採用し、セガサミーについては評価基準日から遡る1ヶ月間及び3ヶ月間の東京証券取引所における終値の単純平均値を採用しました。

セガサミー株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各評価手法による株式交換比率の評価レンジは以下のとおりであります。

価値評価算定手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.26～0.34
類似上場会社比較法	0.46～0.61
DCF法	0.30～0.66

SMBC日興証券は、株式交換比率の算定に際して、タイヨーエレクトリック及びセガサミーから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、及び株式交換比率の算定に重要な影響を与える事実でSMBC日興証券に対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、タイヨーエレクトリック及びセガサミー並びにその関係会社の資産・負債（偶発債務を含みます）について、個別の各資産及び各負債の評価及び分析を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、かかる算定において参照したタイヨーエレクトリック及びセガサミー並びにその関係会社の財務見通しについては、各社より現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されていることを前提としております。また、SMBC日興証券の株式交換比率の算定は、平成23年5月11日現在までの情報と経済条件を前提としたものであります。なお、SMBC日興証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

DCF分析及びDCF法による算定の基礎としてセガサミーが三菱UFJモルガン・スタンレー及びSMBC日興証券に提出した利益計画には、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。なお、タイヨーエレクトリックが三菱UFJモルガン・スタンレー及びSMBC日興証券に提出した利益計画には、平成23年3月期以降、大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは上記1.「本株式交換による完全子会社化の目的」に記載のとおり、厳しい事業環境が続く見通しである一方、サミーとの間で管理・営業部門の人材交流を通じて経営管理・営業力を強化することによってパチンコ遊技機及びパチスロ遊技機の販売台数増加・収益の拡大を見込み、加えてサミーとの部材の共通化等の合理化策により、更なるコスト削減が実現され、業績が向上すると見込んでいるためです。

サミー及びタイヨーエレクトリックは、上述の第三者算定機関から提出を受けた各価値評価算定手法における株式交換比率の算定レンジ分析結果を総合的に考慮した上で、株式交換比率の決議における重要な判断根拠とし、セガサミー及びタイヨーエレクトリックの株主利益に最大限に資する株式交換比率となるよう、協議・交渉を開始いたしました。

交渉の過程において、タイヨーエレクトリックはサミーに対して市場株価分析及び市場株価法による算定レンジを上回る提案をし、これに対しサミーはタイヨーエレクトリックに対し両社の財務状況、将来の収益見通し、過去の類似取引における株式交換比率の水準、配当水準等を勘案した上で誠実に検討し、本株式交換によるシナジーの発現等によるグループの事業価値向上も考慮した提案を行い、両社間で真摯に協議・交渉を重ねました。

結果として、市場株価分析及び市場株価法による算定レンジを上回り、かつ、DCF分析及びDCF法による算定レンジに重複する範囲内の株式交換比率で、最終的にそれぞれ本日（平成23年5月13日）開催された両社の取締役会において承認を受け、本株式交換における株式交換比率を決議いたしました。

(2) 算定機関との関係

算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー及びSMBC日興証券のいずれも、セガサミー、サミー及びタイヨーエレクトリックの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換の目的は上記1.に記載のとおりであり、タイヨーエレクトリックの普通株式の上場廃止自体を目的とするものではございませんが、本株式交換により、その効力発生日である平成23年8月1日をもってサミーはタイヨーエレクトリックの完全親会社となり、完全子会社となるタイヨーエレクトリックの普通株式は、当該株式を上場しているジャスダックの上場廃止基準に従って、平成23年7月27日付で上

場廃止（最終売買日は平成23年7月26日（火））となる予定です。上場廃止後は、タイヨーエレクトの普通株式は、金融商品取引所において取引することはできません。

タイヨーエレクトの普通株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりタイヨーエレクトの株主の皆様に対して割当てられるセガサミーの普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場しており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所での取引が可能であることから、タイヨーエレクトの普通株式を250株以上保有し本株式交換によりセガサミーの普通株式の単元株式数である100株以上のセガサミーの普通株式の割当てを受けるタイヨーエレクトの株主の皆様には、引き続き、株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、250株未満のタイヨーエレクト普通株式を保有し、セガサミーの単元株式数である100株に満たないセガサミーの株式の割当てを受ける株主の皆様は、当該単元未満株式を金融商品取引所において売却することはできませんが、セガサミーの単元未満株式の買取制度及び買増制度をご利用いただくことができます。これらの取扱いの詳細に関しましては、上記2.（3）（注5）をご参照下さい。

また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数の割当てを受けることとなる場合の取扱いの詳細については、上記2.（3）（注6）をご参照下さい。

なお、タイヨーエレクトの株主の皆様は、最終売買日である平成23年7月26日（予定）までは、その所有するタイヨーエレクトの普通株式を従来どおり取引することができます。

（4） 公正性を担保するための措置

サミーは、本日（平成23年5月13日）現在、タイヨーエレクトの総株主の議決権の約51%を保有していることから、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、上記（1）記載のとおり、第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレーに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてタイヨーエレクトとの間で交渉・協議を行い、上記2.（3）記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを、本日（平成23年5月13日）開催の取締役会で決議しました。

一方、タイヨーエレクトは、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、上記（1）記載のとおり、第三者算定機関であるSMB C日興証券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてサミーとの間で交渉・協議を行い、上記2.（3）記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを、本日（平成23年5月13日）開催の取締役会で決議しました。

なお、サミーは三菱UFJモルガン・スタンレーから、タイヨーエレクトはSMB C日興証券から、それぞれ株式交換比率の妥当性に関する意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得していません。

また、法務アドバイザーとして、サミーは森・濱田松本法律事務所を、タイヨーエレクトは弁護士法人 曾我・瓜生・糸賀法律事務所をそれぞれ選任し、本株式交換の適切な手続き及び対応等について法的な観点から助言を受けています。

（5） 利益相反を回避するための措置

サミーは、本日（平成23年5月13日）現在、タイヨーエレクトの総株主の議決権の約51%を保有しており、タイヨーエレクトはサミーの子会社に該当することから、本日（平成23年5月13日）開催のタイヨーエレクトの取締役会においては、利益相反を回避する観点から、タイヨーエレクトの取締役のうち、サミーの社員を兼務している取締役高橋真、福島徹矢及び西田仁志は、本株式交換に関する審議及び決議には参加しておらず、また、タイヨーエレクトの監査役のうち、サミーの監査役を兼務している監査役向吉太郎は、当該審議の場には出席していません。当該取締役会においては、上記3名を除くタイヨーエレクトの取締役全員、及び上記1名を除くタイヨーエレクトの監査役3名（うち社外監査役2名）が出席し、出席取締役の全員一致で本株式交換契約の締結を決議しました。また、上記監査役3名は取締役会による本株式交換契約締結の決議について賛同する旨の意見を表明しております。なお、タイヨーエレクトの取締役及び監査役に、サミーの完全親会社であるセガサ

ミーの役職員を兼任又は兼職している者はありません。

また、上記（４）記載のとおり、法務アドバイザーとして、サミーは森・濱田松本法律事務所を、タイヨーエレクトリックは弁護士法人 曾我・瓜生・糸賀法律事務所をそれぞれ選任し、本株式交換の適切な手続き及び対応等について法的な観点から助言を受けています。

さらに、タイヨーエレクトリックは、下記９．記載のとおり、平成 23 年 5 月 12 日に、支配株主との間で利害関係を有しない弁護士法人 曾我・瓜生・糸賀法律事務所より、本株式交換によりタイヨーエレクトリックがサミーの完全子会社となる手続きを行うことが、少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を入手しております。

4. 本株式交換の当事会社の概要（平成 23 年 3 月 31 日現在）

(1) 名 称	サミー株式会社 (株式交換完全親会社)		タイヨーエレクトリック株式会社 (株式交換完全子会社)	
(2) 所在地	東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号		愛知県名古屋市西区見寄町 125 番地	
(3) 代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 COO 中山 圭史		代表取締役社長 佐藤 英理子	
(4) 事業内容	パチンコ遊技機、回胴式遊技機、アレンジボール遊技機、雀球遊技機及び関連機器の製造販売		パチンコ遊技機、パチスロ遊技機、アレンジボール遊技機の開発、製造および販売	
(5) 資本金	18,221 百万円		5,125 百万円	
(6) 設立年月日	昭和 50 年 11 月 1 日		昭和 48 年 7 月 11 日	
(7) 発行済 株式数	84,658,430 株		22,833,748 株	
(8) 決算期	3 月 31 日		3 月 31 日	
(9) 従業員数	1,153 名		282 名	
(10) 主要取引先	全国の主要遊技場等		全国の主要遊技場等	
(11) 主要取引 銀行	三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行		第三銀行 三菱東京UFJ銀行 名古屋銀行	
(12) 大株主及び 持株比率	セガサミーホールディングス 株式会社	100.00%	サミー株式会社	50.90%
			佐藤 英理子	11.50%
			サンスピリット株式会社	9.07%
			佐藤 昭治	4.25%
			佐藤 麻奈美	2.03%
			三宅 亜紀	1.53%
			佐藤 照子	1.04%
			株式会社第三銀行	0.97%
			タイヨーエレクトリック従業員持株会	0.67%
			タイヨーエレクトリック株式会社	0.66%
(13) 当事会社間の関係				
資本関係	サミーは、タイヨーエレクトリックの普通株式 11,623,100 株（発行済株式総数の 50.90%）を保有しております。			
人的関係	サミーの社員 3 名がタイヨーエレクトリックの取締役を兼任しており、サミーの監査役 1 名がタイヨーエレクトリックの社外監査役を兼任しております。また、サミーの社員 45 名がタイヨーエレクトリックに出向しており、タイヨーエレクトリックの社員 1 名がサミーに出向しております。			
取引関係	タイヨーエレクトリックはサミーに一部製品の開発を委託しています。またサミーから一部			

	の部材を仕入れています。
関連当事者への 該 当 状 況	タイヨーエレックはサミーの子会社であり、関連当事者に該当します。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	サミー (株式交換完全親会社) (単体)			タイヨーエレック (株式交換完全子会社) (単体)		
	平成21年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成21年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期
純 資 産	94,366	105,149	108,328	11,340	14,895	17,042
総 資 産	187,620	173,697	192,911	17,841	22,814	23,326
1株当たり純資産(円)	1,114.68	1,242.04	1,279.59	499.97	656.69	751.35
売 上 高	136,542	134,489	187,055	14,307	24,190	26,688
営 業 利 益	11,217	23,531	55,874	405	3,773	3,600
経 常 利 益	15,773	23,701	55,415	474	3,776	3,628
当 期 純 利 益	9,001	18,177	31,106	410	3,640	2,503
1株当たり当期純利益(円)	106.32	214.71	367.43	18.05	160.49	110.37
1株当たり配当金(円)	89.28	329.57	—	5	15	15

注1 単位：百万円（特記しているものを除く）

注2 サミーにおける平成23年3月期の1株当たり配当金は未定

5. 本株式交換の対価となる株式の発行会社の概要（平成23年3月31日現在）

(1) 名 称	セガサミーホールディングス株式会社	
(2) 所 在 地	東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル	
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役会長兼社長 里見 治	
(4) 事 業 内 容	総合エンタテインメント企業グループの持株会社として、グループの経営管理及びそれに附帯する業務	
(5) 資 本 金	29,953百万円	
(6) 設 立 年 月 日	平成16年10月1日	
(7) 発 行 済 株 式 数	266,229,476株	
(8) 決 算 期	3月31日	
(9) 従 業 員 数	6,000名（連結）	
(10) 主 要 取 引 先	サミー株式会社、株式会社セガ	
(11) 主 要 取 引 銀 行	三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行	
(12) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	里見 治	16.36%
	メロンバンク エヌエー トリーター クライアント オムニバス	6.80%
	セガサミーホールディングス株式会社	5.44%
	有限会社エフエスシー	5.32%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.92%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.00%

	ステート ストリート バンク ウェスト ペンシオン ファンド クライantz エグゼンプト	1.67%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 9)	1.23%
	モルガンスタンレーアンドカンパニーインク	1.10%
	メロンバンク エヌイーアズ エージェント フォー イツ クライantz メロン オムニバス ユーエス ペンシオン	1.10%

(13) 当事会社間の関係

資本関係	セガサミーは、サミーの普通株式 84,658,430 株（発行済株式総数の 100.00%）を保有しております。セガサミーは、サミーを介して、タイヨーエレクトの普通株式 11,623,100 株（発行済株式総数の 50.90%）を間接保有しております。
人的関係	セガサミーの取締役 3 名、社員 1 名がサミーの取締役を兼任しており、セガサミーの監査役 1 名がサミーの社外監査役を兼任しております。また、セガサミーの社員 15 名がサミーに出向しており、サミーの社員 31 名がセガサミーに出向しております。なお、セガサミー及びタイヨーエレクト間には記載すべき人的関係はありません。
取引関係	セガサミーとタイヨーエレクトの間には該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	サミー及びタイヨーエレクトはセガサミーの連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	セガサミー（連結）		
	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
純 資 産	242,532	256,770	285,461
総 資 産	423,938	423,161	458,624
1 株 当 たり 純 資 産（円）	882.47	937.80	1,093.23
売 上 高	429,194	384,679	396,732
営 業 利 益	8,363	36,712	68,750
経 常 利 益	6,636	35,925	68,123
当 期 純 利 益	△22,882	20,269	41,510
1 株 当 たり 当 期 純 利 益（円）	△90.83	80.46	163.19
1 株 当 たり 配 当 金（円）	30	30	40

6. 本株式交換後の状況

(1) 名 称	サミー株式会社（株式交換完全親会社）
(2) 所 在 地	東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 COO 中山 圭史
(4) 事 業 内 容	パチンコ遊技機、回胴式遊技機、アレンジボール遊技機、雀球遊技機及び関連機器の製造販売
(5) 資 本 金	18,221 百万円
(6) 決 算 期	3 月 31 日
(7) 純 資 産	現時点では確定していません。
(8) 総 資 産	現時点では確定していません。

7. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等のうち、サミーによるタイヨーエレクトの少数株主からの子会社株式の追加取得に該当します。なお、本株式交換に伴いセガサミーの連結財務諸表上のれん（又は負のれん）が発生する見込みですが、発生するのれん（又は負のれん）の金額は現時点では未定です。

8. 今後の見通し

セガサミーは、既にタイヨーエレクトロニクスを連結子会社としており、本株式交換により業績に与える影響は、連結及び個別とも軽微であると見込んでおります。

9. 支配株主との取引等に関する事項

本株式交換は、タイヨーエレクトロニクスにとって支配株主との取引等に該当します。

この点、タイヨーエレクトロニクスは、親会社であるサミー及びそのグループ企業との間において、サミー又はそのグループ企業からタイヨーエレクトロニクスの自由な事業活動を阻害されるような状況になく、一定の独立性が確保されていると認識しております。また、サミー又はそのグループ企業との取引については、他の企業との取引と同様の基準に基づいて行っており、資本関係による制約を受けることはございません。

タイヨーエレクトロニクスは、本株式交換においても、上記経営の独立性を確保し、さらに上記3.（4）及び（5）に記載の施策により公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じているため、本株式交換は、タイヨーエレクトロニクスの「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合するものと判断しております。

なお、タイヨーエレクトロニクスが平成23年3月25日に開示した「コーポレート・ガバナンス報告書」に記載された「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、以下のとおりです。

「支配株主との取引等については、事実上の制約を受けることなく、他取引先と同様の契約、市場価格によって適正取引を確保しております。」

タイヨーエレクトロニクスは、平成23年5月12日に、支配株主との間で利害関係を有しない弁護士法人 曾我・瓜生・糸賀法律事務所より、本株式交換の目的がタイヨーエレクトロニクスの企業価値向上という観点から検討されており、その具体的内容に鑑みても本株式交換がタイヨーエレクトロニクスの企業価値向上に資すると判断することが不合理ではないこと、本株式交換における株式交換比率につき、タイヨーエレクトロニクス及びサミーから独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券による株式価値の評価を踏まえた実質的な交渉が行われていること、その結果として決定された本株式交換における株式交換比率には、タイヨーエレクトロニクス株式の市場価格に一定のプレミアムが付加されており、タイヨーエレクトロニクス株主に対してセガサミー株式を継続して保有することによるセガサミーグループの企業価値向上の利益を享受する機会のほか、市場において相応の価格にて売却する機会をも保証するものであると認められること等の観点から総合的に検討したうえで、本株式交換によりタイヨーエレクトロニクスがサミーの完全子会社となる手続きを行うことが、タイヨーエレクトロニクスの少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を入手しております。

以上

(参考) セガサミーの当期連結業績予想（平成23年5月13日公表）及び前期連結実績
(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想（平成24年3月期）	450,000	60,000	59,000	33,000
前期実績（平成23年3月期）	396,732	68,750	68,123	41,510